

「特別養護老人ホーム牛久さくら園入居評価基準」

1 目的

特別養護老人ホーム牛久さくら園（以下「当該施設」という。）の入居基準を明示することにより、入居希望者の施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入所決定を円滑に実施できるようにするとともに、入居決定過程において透明性、公平性を確保する。

2 入居対象者

入居対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護 3～5 と認定された者で、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入居申込みの受付

①申込みの受付方法

原則として当該施設のソーシャルワーカー（相談員）が入居希望者または家族等と面接した上、申込みを受け付けることとする。

また必要に応じて市町村の担当課や居宅介護支援事業者のケアマネジャー及び関係機関からも状況を聴取するものとする。

【入居申込時の提出書類】

- ・ 入居申込書（所定の用紙）
- ・ 経歴書（所定の用紙）
- ・ 介護支援専門員等の意見書（所定の用紙）
- ・ 介護保険被保険者証の写し
- ・ 負担割合証の写し
- ・ 負担限度額認定証の写し
- ・ 直近 3 ヶ月分の「介護保険サービス利用票及び別表」の写し
- ・ その他、診療情報提供書等の当該施設が提出を求める書類

②受付簿の管理

入居申込みを受理した場合は、受付簿（待機者リスト）にその内容を記載して管理する。他施設への入所等、申込時の内容に変更が生じた場合には記載する。

尚、県及び市町村から入居希望者の状況把握及び施設整備を目的とした「入居希望者数調べ」等の依頼を受けた場合は受付簿を参考に指定の調査項目及び内容について報告する。

③施設側の説明

当該施設のソーシャルワーカーは入居希望者または家族等に対して入所決定方法等の内容を説明し、入居申込書の「説明確認欄」に署名を受けることとする。

4 入居検討委員会

当該施設は、入居に関する検討のため入居検討委員会（以下「委員会」という。）を設け、入居者の決定及び可否については、その合議によるものとする。

①委員構成

委員会は、理事長、施設長、ソーシャルワーカー、介護職員、看護職員、施設ケアマネジャー、機能訓練指導員、管理栄養士等で構成する。

また委員会には、第三者委員として施設所在地である牛久市介護保険課、当該社会福祉法人の評議員、苦情解決に関する外部委員等を加えることとする。

②開催

委員会は、施設長が招集し、原則として年4回以上開催するものとする。但し、入退居の状況等により、開催の月を調整することとする。

③議事録

委員会は、協議の内容を記録し、5年間保存するとともに、県または市町村から求めがあったときは、これを提出するものとする。

5 入居の必要性を評価する基準（別表）

①要介護度

②介護者の状況

③在宅サービスの利用率

④近住性

※上記の他に入居希望者及び家族等の社会状況や、また面接者の評価等をふまえて判断を行う。

6 ランク付けと入居希望者名簿（待機者リスト）の作成

当該施設のソーシャルワーカーは、入居申込を受け付ける際に、個別事情等を調査し、その結果から別表1の基準に基づいて下記のとおりランク付けを行い、ランク別に入居希望者名を作成する。

A ランク・・・170点以上

B ランク・・・160点以上

C ランク・・・140点以上

D ランク・・・139点以下

7 委員会による入居順位決定

下記の諸事情を考慮したうえ、当該施設における最上位ランクより委員会の合議で入居順位を定め、空床が生じた場合、施設長は入居順位に従い入居者を決定する。

(施設の状況)

- ・施設の特性
- ・職員の体制
- ・居室の特性
- ・他の利用者の状況

(希望者の諸事情)

- ・痴呆症状による問題行動
- ・待機期間
- ・介護者の介護に対する理解及び精神的負担
- ・家屋等の環境的要因
- ・経済的事由
- など

8 特別な事由による優先入居

次の場合には、委員会の合議によらず施設長の判断で優先入居を決定することができる。

尚、施設長は、特別な事由による優先入居を実施した場合には、その後の委員会において報告することとする。

①市町村からの入居依頼

- ・老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託があった場合
- ・家庭における虐待や介護放棄、事故や災害の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め入居依頼があった場合

②長期入院で退居後の再受入

入居者が3ヵ月以上の入院後、再度入居を希望し、居宅における介護が引き続き困難であると認められる場合

③緊急性等が認められる場合

入居希望者や介護者の心身の状態が急変（介護放棄、虐待等を含む）するなど、直ちに施設入居を必要とすると判断された場合

9 入居辞退（申込みのキャンセル）の取扱いについて

入居希望者の都合により入居辞退があった場合には、辞退理由及びそのときの状況に応じて当該施設が再び優先度の判断を行い、入居順位の繰り下げ等の取扱いを決定できることとする。

10 入居希望者名簿（待機者リスト）の更新

入居希望者名簿登録者については、半年から1年毎に申込の更新や電話等による実態把握確認を行い、定期的に更新する。

11 市町村の担当課職員及びケアマネジャー等への情報提供依頼について

当該施設のソーシャルワーカーは、入居希望者状況をより詳細に把握することができるよう市町村の担当課職員及び担当ケアマネジャー等の関係機関に情報提供を依頼することができる。

12 適正運用

当該施設は、この基準に基づき、当該施設の特性を考慮したうえで入居基準を定め、それに則った適正な入居決定を行うこととする。

また県及び市町村は指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言・指導を行うものとする。

13 付則

- (1) 本基準は平成 15 年 2 月 7 日から施行する。
- (2) 入所指針に基づき、当該施設における入居評価基準による入居決定の運用は、平成 15 年 4 月 1 日から開始する。
- (3) 本基準は、茨城県特別養護老人ホーム入所指針策定委員会に基づいて、必要に応じ見直しを行うこととする。

平成 15 年 2 月 7 日制定
平成 16 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 11 月 1 日改正

参 考

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成 11 年厚生省令第 39 号 平成 14 年 8 月 7 日一部改正)
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知 平成 14 年 8 月 7 日一部改正)
- ・「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」
(平成 14 年 8 月 7 日老計発 0807004 号 厚生労働省老健局計画課長通知)